

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

## 目 次

1	監 査 の 種 類	.....	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	.....	1 頁
3	監 査 の 範 囲	.....	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	.....	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	.....	2 頁
6	監 査 の 結 果	.....	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	.....	2 頁
	ア 一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター	.....	2 頁
	イ まちづくり協議会	.....	3 頁
	○佐八学区まちづくりの会		
	○大湊町未来づくり委員会		
	○四郷地区まちづくり協議会		
	○高城まちづくりの会		
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	.....	5 頁
	ア シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	.....	5 頁
7	む す び	.....	7 頁

# 令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和5年3月24日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣  
伊勢市監査委員 中 井 豊  
伊勢市監査委員 久 保 真

## 1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象及び実施日

### (1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和5年2月16日	一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター	商工労政課
書面監査	佐八学区まちづくりの会	市民交流課
	大湊町未来づくり委員会	
	四郷地区まちづくり協議会	
	高城まちづくりの会	

### (2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体 （ 施 設 名 ）	所 管 課
令和5年2月16日	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 （放課後児童健全育成施設 伊勢市御菌こどもプラザ及び伊勢市二見こども未来クラブ）	子育て応援課

## 3 監査の範囲

令和3年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 財政援助団体に対する監査

補助金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、交付の目的どおりに事業が実施され効果をあげているか、補助金等は交付条件に従って適正に執行されているか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

##### (2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適切に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

また、まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

#### 6 監査の結果

##### (1) 財政援助団体に対する監査

###### ア 一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター

###### (ア) 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢地域勤労者福祉サービスセンター 補助金	補助金	13,284,000	中小企業で働く 勤労者の福祉の向上と中小企業の発展を図る。

###### (イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該補助金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 補助金の交付については、上限額を定めているが、その根拠が明確でない。補助金交付の目的や期待する効果等と合わせて要綱で示し、補助金交付の説明責任を果たせるよう、負担する3市町での協議を早急に検討されたい。

【一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター】

意見

- ① コロナ禍の影響もあり、会員数、事業所数とも減少傾向にある。積極的な加入促進の取組みにより会員数及び事業所数の増加を図り、地域の中小事業の従業員の福利厚生に努めていただきたい。

イ まちづくり協議会

(ア) 事業の内容

○佐八学区まちづくりの会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,821,306	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		1,664,050	
	広報紙配布等協力金		1,715,400	
合計			5,200,756	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

○大湊町未来づくり委員会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,096,764	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		996,158	
	広報紙配布等協力金		2,702,200	
合計			4,795,122	

※事務運営費及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

○四郷地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	2,336,559	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特 例分)		2,428,030	
	広報紙配布等協力金		4,513,400	
合計			9,277,989	

※事務運営費及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

○高城まちづくりの会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,381,494	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特 例分)		535,270	
	広報紙配布等協力金		1,081,400	
合計			2,998,164	

※事務運営費及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。事業については、コロナ禍もあり、一部未執行や縮小がみられた。それによる余剰金は市に返還されている。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 支出及び収入に係る伺いや伝票が作成されていない事例や基金の計画変更承認手続きがされていない事例が認められた。経理関係書類及び実績報告書により十分に照査し、適切に指導していただきたい。

- ② 備品について、台帳に登録されていない事例が認められた。適切に指導していただきたい。

【団体】

意見

- ① 備品について、台帳に登録されていない事例が認められた。適切に管理していただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(ア) 公の施設の管理委託内容及び事業実績

- ① 放課後児童健全育成施設 伊勢市御菌こどもプラザ

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 61,975,000円（消費税込）

令和3年度分 12,395,000円（消費税込）

収支計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

〈シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 分〉

（消費税込、単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
人件費	7,988,725	指定管理料	12,395,000
需用費	2,591,634	利用料金	3,142,001
役務費	311,860	/	
委託料	63,000		
使用料	154,000		
雑費	2,338,263		
管理費	2,089,519		
支出計	15,537,001	収入計	15,537,001
収支差額			0

- ② 放課後児童健全育成施設 伊勢市二見こども未来クラブ

指定期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 16,406,000円（消費税込）

令和3年度分 8,203,000円（消費税込）

収支計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

〈シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 分〉

(消費税込、単位：円)

支出の部		収入の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
人件費	5,085,911	指定管理料	8,203,000
需用費	1,155,342	利用料金	1,820,028
役務費	169,656		
委託料	36,000		
使用料	104,831		
雑費	1,032,528		
管理費	2,438,760		
支出計	10,023,028	収入計	10,023,028
収支差額			0

(イ) 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、おおむね委託の目的どおりに行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 放課後児童クラブの利用料を指定管理者の収入としているが、設置条例に使用料の規定がない。利用料金制を採用しているが、規定を整備したうえで、適正に運用されたい。
- ② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、施設の運営及び諸規定の整備状況が適切であるか、十分に確認されていない。監督不足である。指定管理者に対し求める内容を確実に把握し、また報告書を検証し、適切に指導されたい。

【シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社】

指摘事項

- ① 基本協定書及び仕様書に定めるアンケートが実施されていない。利用者の意見は、事業の運営向上に不可欠なものであり、確実に実施されたい。また、意見とその対応状況を市に報告されたい。

- ② 仕様書で求めている傷害及び賠償責任補償について、提出された書類では内容の一部が確認できなかった。協定書及び仕様書を確実に把握され、適正に運営されたい。

#### 意見

- ① 男子トイレの手洗いの1つが1か月程度、使用不可となっていた。当該課と連絡を密にして、施設の不備等、利用者の不便に係ることについては、速やかに対応し、いつでも不自由なく利用できるよう適切に施設の管理をしていただきたい。

## 7 むすび

補助金の交付にあたっては、その支出が公益に適うものか、金額は妥当なものか検討し、その資金が目的のとおり使用されたか、その効果はどうであったのかを絶えず検証し、交付事業に取り組んでいただくようお願いしたい。

また、指定管理制度については、指定管理者との連絡を密にし、適切な管理に努めるべきである。事業の成果及び効果についても十分に検証し、よりよい事業となるよう努めていただきたい。